

岩手県地域福祉支援計画 「施策の基本方向」の変遷と第4期計画に向けた基本的な考え方 <計画骨子案=概要=>

【第1期:平成21年度～平成25年度】	【第2期:平成26年度～平成30年度】	【第3期:平成31年度～令和5年度】	【第4期:令和6(2024)年～令和10(2028)年度】
<p>地域福祉施策等の状況</p> <p>平成23年3月11日 東日本大震災津波発生</p> <p>平成26年1月 障害者の権利に関する条約(平成18年12月国連総会採択)批准</p>	<p>地域福祉施策等の状況</p> <p>平成28年 児童福祉法改正(子どもの最善の利益の考慮・家庭的養育推進の原則) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)施行 平成29年 社会福祉法通知(地域共生・包括的支援体制整備)</p>	<p>地域福祉施策等の状況</p> <p>新型コロナウイルス感染症の流行 令和3年3月 通知改正 重層的支援体制整備事業開始 いわて県民計画第2期アクションプラン(R5～R8)</p> <p>障害者権利条約批准 令和5年4月 こども家庭庁設置</p>	<p>令和6年4月 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)施行 令和4年6月改正児童福祉法(昭和22年法律第164号)施行 第2期復興・創生期間(～令和7年度)</p>
<p>施策の基本方向</p>	<p>施策の基本方向</p>	<p>施策の基本方向</p>	<p>施策の基本方向</p>
<p>1 福祉を支える人づくり</p> <p>(1) 地域福祉を担う人材の育成</p> <p>ア 社会福祉事業者従事者の確保・育成 イ ボランティア・福祉活動NPOの人材養成 ウ 地域福祉活動リーダーの育成 エ 地域福祉活動コーディネーターの育成 オ 福祉行政職員の育成</p>	<p>1 市町村の体制づくり</p> <p>(1) 地域福祉計画策定の促進 ・未策定市町村への支援</p> <p>(2) 地域福祉計画の推進 ・策定済市町村の計画推進のための支援</p>	<p>1 市町村の体制づくり</p> <p>(1) 地域福祉計画の推進 ア 市町村の計画策定のための支援 イ 市町村の計画推進のための支援</p> <p>(2) 包括的な支援体制の整備への支援 ・市町村における包括的支援体制整備に向けた支援</p>	<p>1 福祉を支える人づくり</p> <p>(1) 地域福祉を担う人材の育成</p> <p>ア 社会福祉事業者従事者の確保・育成 イ ボランティア・福祉活動NPOの人材養成 ウ コミュニティワーカー(地域福祉活動コーディネーター)の育成 エ 福祉行政職員の育成 オ 支援者支援</p>
<p>(2) 福祉の意識の醸成</p> <p>ア 地域に根ざした福祉の学び イ 学校における福祉のこころの醸成 ウ 生涯を通じた福祉学習の推進</p>	<p>(2) 福祉の意識の醸成</p> <p>ア 地域に根ざした福祉の学び イ 子どもの福祉のこころの醸成</p>	<p>(2) 地域福祉の意識の醸成</p> <p>ア 地域に根ざした福祉の学び イ 子どもの福祉のこころの醸成</p>	<p>(2) 地域福祉の意識の醸成</p> <p>ア 地域の福祉課題を捉える イ 地域で育む福祉教育の推進</p>
<p>2 福祉サービス提供の仕組みづくり</p> <p>(1) 地域トータルケアシステムの構築</p> <p>ア 相談・支援のワンストップ体制の整備・強化 イ ケアマネジメント機能の充実・強化 ウ 県・市町村相談機関ネットワークの充実 エ 民生委員・児童委員活動の充実・強化 オ 見守り体制の充実・強化</p>	<p>3 福祉サービス提供の仕組みづくり</p> <p>(1) 地域トータルケアシステムの構築</p> <p>ア 相談・支援のワンストップ体制の整備促進 イ ケアマネジメント機能の充実・強化 ウ 市町村の相談支援機能の充実 エ 民生委員・児童委員活動の充実・強化 オ 見守り体制の充実・強化 カ 社会的孤立の防止 キ 生活困窮者の自立支援の推進</p>	<p>3 福祉サービス提供の仕組みづくり</p> <p>(1) 地域トータルケアシステムの構築</p> <p>ア 相談・支援のワンストップ体制の整備促進 イ 市町村の相談支援機能の充実 ウ ケアマネジメント機能の充実・強化</p>	<p>2 福祉サービス提供の基盤づくり</p> <p>(1) 地域包括ケアシステム(地域トータルケアシステム)の構築</p> <p>ア 相談・支援のワンストップ体制の整備促進 イ 市町村の相談支援機能の充実 ウ ケアマネジメント機能の充実・強化 エ 多職種・多機関連携 オ フォーマルとインフォーマルの融合 カ 民生委員・児童委員活動の充実・強化</p>
<p>(2) 総合的な福祉サービス情報の提供</p> <p>・福祉サービス情報提供の充実</p>	<p>(2) 総合的な福祉サービス情報の提供</p> <p>・福祉サービス情報提供の充実</p>	<p>(2) 高齢者・障がい者への福祉サービスの推進</p> <p>ア 高齢者福祉の推進 イ 障がい者福祉の推進</p>	<p>(2) 権利擁護の推進</p> <p>① 権利擁護の推進</p> <p>ア 権利に基づいたアプローチ イ 子どもの権利 ウ 合理的配慮の推進 エ 日常生活自立支援事業・成年後見制度の利用促進 (第2期成年後見制度利用促進基本計画)</p>
<p>(3) 福祉サービス利用者の権利擁護とサービス評価</p> <p>ア 日常生活自立支援事業・成年後見制度の利用促進 イ 苦情処理制度の利用促進 ウ 福祉サービス評価の推進 エ 社会福祉法人等の地域貢献活動の推進</p>	<p>(3) 福祉サービス利用者の権利擁護とサービス評価</p> <p>ア 日常生活自立支援事業・成年後見制度の利用促進 イ 苦情解決制度の利用促進 ウ 福祉サービス評価の推進 エ 社会福祉法人・福祉サービス事業者の地域貢献活動の推進</p>	<p>(2) 子どもの健全育成と子育て家庭への支援</p> <p>ア 子育て家庭への支援 イ 子どもの健全育成の支援</p>	<p>(2) 権利擁護の推進</p> <p>② 権利侵害への対応</p> <p>ア 児童虐待・被措置児童虐待・いじめの防止 イ 障がい児・者虐待の防止・差別の解消 ウ 高齢者虐待の防止 エ 配偶者間暴力等(DV)の防止</p>
<p>(2) 総合的な福祉サービス情報の提供</p> <p>・福祉サービス情報提供の充実</p>	<p>(2) 総合的な福祉サービス情報の提供</p> <p>・福祉サービス情報提供の充実</p>	<p>(3) 誰もが安心して生活できる地域づくり</p> <p>ア 民生委員・児童委員活動の充実・強化 イ 見守り体制の充実・強化 ウ 社会的孤立の防止 エ 生活困窮者の自立支援の推進 オ 自殺対策の推進</p>	<p>(3) 総合的な福祉サービス情報の提供とサービス評価</p> <p>ア 福祉サービス情報提供の充実 イ 苦情解決制度の利用促進 ウ 福祉サービス評価の推進</p>
<p>(3) 福祉サービス利用者の権利擁護とサービス評価</p> <p>ア 日常生活自立支援事業・成年後見制度の利用促進 イ 苦情処理制度の利用促進 ウ 福祉サービス評価の推進 エ 社会福祉法人等の地域貢献活動の推進</p>	<p>(3) 福祉サービス利用者の権利擁護とサービス評価</p> <p>ア 日常生活自立支援事業・成年後見制度の利用促進 イ 苦情解決制度の利用促進 ウ 福祉サービス評価の推進 エ 社会福祉法人・福祉サービス事業者の地域貢献活動の推進</p>	<p>(4) 権利擁護の推進</p> <p>ア 虐待への対応と養護者等への支援による予防 イ 日常生活自立支援事業・成年後見制度の利用促進</p>	<p>(3) 総合的な福祉サービス情報の提供とサービス評価</p> <p>ア 福祉サービス情報提供の充実 イ 苦情解決制度の利用促進 ウ 福祉サービス評価の推進</p>
<p>(3) 福祉サービス利用者の権利擁護とサービス評価</p> <p>ア 日常生活自立支援事業・成年後見制度の利用促進 イ 苦情処理制度の利用促進 ウ 福祉サービス評価の推進 エ 社会福祉法人等の地域貢献活動の推進</p>	<p>(3) 福祉サービス利用者の権利擁護とサービス評価</p> <p>ア 日常生活自立支援事業・成年後見制度の利用促進 イ 苦情解決制度の利用促進 ウ 福祉サービス評価の推進 エ 社会福祉法人・福祉サービス事業者の地域貢献活動の推進</p>	<p>(5) 総合的な福祉サービス情報の提供とサービス評価</p> <p>ア 福祉サービス情報提供の充実 イ 苦情解決制度の利用促進 ウ 福祉サービス評価の推進</p>	<p>(3) 総合的な福祉サービス情報の提供とサービス評価</p> <p>ア 福祉サービス情報提供の充実 イ 苦情解決制度の利用促進 ウ 福祉サービス評価の推進</p>
<p>(3) 福祉サービス利用者の権利擁護とサービス評価</p> <p>ア 日常生活自立支援事業・成年後見制度の利用促進 イ 苦情処理制度の利用促進 ウ 福祉サービス評価の推進 エ 社会福祉法人等の地域貢献活動の推進</p>	<p>(3) 福祉サービス利用者の権利擁護とサービス評価</p> <p>ア 日常生活自立支援事業・成年後見制度の利用促進 イ 苦情解決制度の利用促進 ウ 福祉サービス評価の推進 エ 社会福祉法人・福祉サービス事業者の地域貢献活動の推進</p>	<p>(6) 総合的な福祉サービス情報の提供とサービス評価</p> <p>ア 福祉サービス情報提供の充実 イ 苦情解決制度の利用促進 ウ 福祉サービス評価の推進</p>	<p>(3) 総合的な福祉サービス情報の提供とサービス評価</p> <p>ア 福祉サービス情報提供の充実 イ 苦情解決制度の利用促進 ウ 福祉サービス評価の推進</p>
<p>(3) 福祉サービス利用者の権利擁護とサービス評価</p> <p>ア 日常生活自立支援事業・成年後見制度の利用促進 イ 苦情処理制度の利用促進 ウ 福祉サービス評価の推進 エ 社会福祉法人等の地域貢献活動の推進</p>	<p>(3) 福祉サービス利用者の権利擁護とサービス評価</p> <p>ア 日常生活自立支援事業・成年後見制度の利用促進 イ 苦情解決制度の利用促進 ウ 福祉サービス評価の推進 エ 社会福祉法人・福祉サービス事業者の地域貢献活動の推進</p>	<p>(6) 総合的な福祉サービス情報の提供とサービス評価</p> <p>ア 福祉サービス情報提供の充実 イ 苦情解決制度の利用促進 ウ 福祉サービス評価の推進</p>	<p>(3) 総合的な福祉サービス情報の提供とサービス評価</p> <p>ア 福祉サービス情報提供の充実 イ 苦情解決制度の利用促進 ウ 福祉サービス評価の推進</p>
<p>(3) 福祉サービス利用者の権利擁護とサービス評価</p> <p>ア 日常生活自立支援事業・成年後見制度の利用促進 イ 苦情処理制度の利用促進 ウ 福祉サービス評価の推進 エ 社会福祉法人等の地域貢献活動の推進</p>	<p>(3) 福祉サービス利用者の権利擁護とサービス評価</p> <p>ア 日常生活自立支援事業・成年後見制度の利用促進 イ 苦情解決制度の利用促進 ウ 福祉サービス評価の推進 エ 社会福祉法人・福祉サービス事業者の地域貢献活動の推進</p>	<p>(6) 総合的な福祉サービス情報の提供とサービス評価</p> <p>ア 福祉サービス情報提供の充実 イ 苦情解決制度の利用促進 ウ 福祉サービス評価の推進</p>	<p>(3) 総合的な福祉サービス情報の提供とサービス評価</p> <p>ア 福祉サービス情報提供の充実 イ 苦情解決制度の利用促進 ウ 福祉サービス評価の推進</p>
<p>(3) 福祉サービス利用者の権利擁護とサービス評価</p> <p>ア 日常生活自立支援事業・成年後見制度の利用促進 イ 苦情処理制度の利用促進 ウ 福祉サービス評価の推進 エ 社会福祉法人等の地域貢献活動の推進</p>	<p>(3) 福祉サービス利用者の権利擁護とサービス評価</p> <p>ア 日常生活自立支援事業・成年後見制度の利用促進 イ 苦情解決制度の利用促進 ウ 福祉サービス評価の推進 エ 社会福祉法人・福祉サービス事業者の地域貢献活動の推進</p>	<p>(6) 総合的な福祉サービス情報の提供とサービス評価</p> <p>ア 福祉サービス情報提供の充実 イ 苦情解決制度の利用促進 ウ 福祉サービス評価の推進</p>	<p>(3) 総合的な福祉サービス情報の提供とサービス評価</p> <p>ア 福祉サービス情報提供の充実 イ 苦情解決制度の利用促進 ウ 福祉サービス評価の推進</p>
<p>(3) 福祉サービス利用者の権利擁護とサービス評価</p> <p>ア 日常生活自立支援事業・成年後見制度の利用促進 イ 苦情処理制度の利用促進 ウ 福祉サービス評価の推進 エ 社会福祉法人等の地域貢献活動の推進</p>	<p>(3) 福祉サービス利用者の権利擁護とサービス評価</p> <p>ア 日常生活自立支援事業・成年後見制度の利用促進 イ 苦情解決制度の利用促進 ウ 福祉サービス評価の推進 エ 社会福祉法人・福祉サービス事業者の地域貢献活動の推進</p>	<p>(6) 総合的な福祉サービス情報の提供とサービス評価</p> <p>ア 福祉サービス情報提供の充実 イ 苦情解決制度の利用促進 ウ 福祉サービス評価の推進</p>	<p>(3) 総合的な福祉サービス情報の提供とサービス評価</p> <p>ア 福祉サービス情報提供の充実 イ 苦情解決制度の利用促進 ウ 福祉サービス評価の推進</p>
<p>(3) 福祉サービス利用者の権利擁護とサービス評価</p> <p>ア 日常生活自立支援事業・成年後見制度の利用促進 イ 苦情処理制度の利用促進 ウ 福祉サービス評価の推進 エ 社会福祉法人等の地域貢献活動の推進</p>	<p>(3) 福祉サービス利用者の権利擁護とサービス評価</p> <p>ア 日常生活自立支援事業・成年後見制度の利用促進 イ 苦情解決制度の利用促進 ウ 福祉サービス評価の推進 エ 社会福祉法人・福祉サービス事業者の地域貢献活動の推進</p>	<p>(6) 総合的な福祉サービス情報の提供とサービス評価</p> <p>ア 福祉サービス情報提供の充実 イ 苦情解決制度の利用促進 ウ 福祉サービス評価の推進</p>	<p>(3) 総合的な福祉サービス情報の提供とサービス評価</p> <p>ア 福祉サービス情報提供の充実 イ 苦情解決制度の利用促進 ウ 福祉サービス評価の推進</p>
<p>(3) 福祉サービス利用者の権利擁護とサービス評価</p> <p>ア 日常生活自立支援事業・成年後見制度の利用促進 イ 苦情処理制度の利用促進 ウ 福祉サービス評価の推進 エ 社会福祉法人等の地域貢献活動の推進</p>	<p>(3) 福祉サービス利用者の権利擁護とサービス評価</p> <p>ア 日常生活自立支援事業・成年後見制度の利用促進 イ 苦情解決制度の利用促進 ウ 福祉サービス評価の推進 エ 社会福祉法人・福祉サービス事業者の地域貢献活動の推進</p>	<p>(6) 総合的な福祉サービス情報の提供とサービス評価</p> <p>ア 福祉サービス情報提供の充実 イ 苦情解決制度の利用促進 ウ 福祉サービス評価の推進</p>	<p>(3) 総合的な福祉サービス情報の提供とサービス評価</p> <p>ア 福祉サービス情報提供の充実 イ 苦情解決制度の利用促進 ウ 福祉サービス評価の推進</p>

新設

大幅見直

大幅見直

【第1期:平成21年度～平成25年度】	【第2期:平成26年度～平成30年度】	【第3期:平成31年度～令和5年度】	【第4期:令和6(2024)年～令和10(2028)年度】
<p>施策の基本方向</p>	<p>施策の基本方向</p>	<p>施策の基本方向</p>	<p>施策の基本方向</p> <p>次期計画の考え方(協議会用)</p>
<p>3 福祉でまちづくり</p> <p>(1) 住民参画と住民主体による生活支援の仕組みづくり</p> <p>ア 社会福祉行政分野への住民参画の促進</p> <p>イ 住民参加による生活支援活動やサービスの提供</p> <p>ウ 災害時の要援護者支援及び被災者の生活支援</p> <p>エ ユニバーサルデザインの普及・促進</p>	<p>4 福祉でまちづくり</p> <p>(1) 住民参画と住民主体による生活支援の仕組みづくり</p> <p>ア 社会福祉行政分野への住民参画の促進</p> <p>イ 住民参加による生活支援サービスの提供</p> <p>ウ 避難行動要支援者の支援及び被災者の生活支援</p> <p>エ ユニバーサルデザインの普及・促進</p>	<p>4 福祉でまちづくり</p> <p>(1) 住民参画と住民主体による生活支援の仕組みづくり</p> <p>ア 社会福祉行政分野への住民参画の促進</p> <p>イ 住民参加による生活支援サービスの提供</p> <p>ウ 避難行動要支援者の支援及び被災者の生活支援</p> <p>エ ユニバーサルデザインの普及・促進</p>	<p>4 福祉でまちづくり</p> <p>(1) 地域福祉活動における住民活躍の仕組みづくり</p> <p>ア 社会福祉施策プロセスへの住民参画の促進</p> <p>イ 地域に根差した住民参加型の生活支援サービスの展開</p> <p>ウ 避難行動要支援者の支援及び被災者の生活支援</p> <p>エ ユニバーサルデザインの普及・促進</p>
<p>(2) ボランティア・NPO・コミュニティビジネスの支援</p> <p>ア ボランティアと福祉活動NPOの活動支援</p> <p>イ 企業の社会貢献活動の促進</p>	<p>(2) ボランティア・NPO・コミュニティビジネスの支援</p> <p>ア ボランティアと福祉活動NPOの活動支援</p> <p>イ 企業の社会貢献活動の促進</p>	<p>(2) 多様な主体による地域福祉の取組</p> <p>ア ボランティアと福祉活動NPOの活動支援</p> <p>イ 社会福祉法人・福祉サービス事業者の地域貢献活動の推進</p> <p>ウ 企業の社会貢献活動の促進</p>	<p>(2) 多様な担い手による地域福祉活動の取組</p> <p>ア ボランティアや福祉活動NPOの活動支援</p> <p>イ 社会福祉法人・福祉サービス事業者の地域貢献活動の推進</p> <p>ウ 企業の社会貢献活動の促進</p>
<p>(3) 地域の福祉活動の財源の創出</p> <p>ア 各種基金及び民間資金の活用</p> <p>イ 共同募金と歳末たすけあい運動の推進</p>	<p>(3) 地域の福祉活動の財源の創出</p> <p>ア 各種基金及び民間資金の活用</p> <p>イ 赤い羽根共同募金と歳末たすけあい運動の推進</p>	<p>(3) 地域の福祉活動の財源の創出</p> <p>ア 各種基金及び民間資金の活用</p> <p>イ 赤い羽根共同募金と歳末たすけあい運動の推進</p>	<p>(3) 地域福祉活動における多様な財源の活用</p> <p>ア 各種基金及び民間資金の活用</p> <p>イ 赤い羽根共同募金と歳末たすけあい運動の推進</p>
<p>新設</p>	<p>5 被災地の福祉コミュニティの再生と生活支援</p> <p>(1) 人材の確保・育成</p> <p>ア 被災者支援に従事する者の育成</p> <p>イ 地域づくり活動の担い手育成</p> <p>ウ 要援護者支援のボランティアの確保・育成</p> <p>(2) 被災者の安心の確保と生活支援</p> <p>ア 被災者が安心して生活できる環境づくり</p> <p>イ 被災者のふれあいの場づくり</p> <p>(3) 新たな福祉コミュニティの形成支援</p> <p>・ 福祉コミュニティの再構築</p>	<p>5 被災地の福祉コミュニティの構築と生活支援</p> <p>(1) 人材の確保・育成</p> <p>ア 被災者支援や地域づくり活動の担い手育成</p> <p>イ 要援護者支援のボランティアの確保・育成</p> <p>(2) 被災者の安心の確保と生活支援</p> <p>ア 被災者が安心して生活できる環境づくり</p> <p>イ 被災者のふれあいの場づくり</p> <p>(3) 新たな福祉コミュニティの形成支援</p> <p>・ 福祉コミュニティの再構築</p>	<p>5 被災経験を活かした支援体制づくり</p> <p>(1) 東日本大震災津波における被災者支援</p> <p>① 安心できる生活</p> <p>ア 安心して生活できる環境づくり</p> <p>イ 新しいコミュニティの活性化</p> <p>(2) 今後の災害への備え</p> <p>① 担い手の育成・確保</p> <p>ア 災害派遣福祉チーム(DWAT)の体制構築</p> <p>イ ボランティアの確保・育成、受入れ体制の整備</p> <p>② 日頃からの備え</p> <p>ア 避難行動要支援者の把握と支援(一部再掲)</p> <p>イ 福祉避難所の整備</p>
		<p>項目異動</p>	<p>6 市町村の体制づくり</p> <p>(1) 地域福祉計画の推進</p> <p>・ 市町村計画を推進するための支援(策定ガイドライン)</p> <p>(2) 包括的な支援体制の整備への支援</p> <p>ア 市町村が抱える課題・ニーズ</p> <p>イ 市町村における包括的支援体制・重層的支援体制整備に向けた支援(後方支援事業)</p>